

令和4年第3回

瑞浪市議会定例会議案

令和4年8月30日

目 次

承第 6 号	専決処分の承認について（令和 4 年度専第 5 号 令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 5 号））……………	1
議第 3 9 号	瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議第 4 0 号	瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議第 4 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	8
議第 4 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	9
議第 4 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1 0
議第 4 4 号	瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて……………	1 1
議第 4 5 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 2
議第 4 6 号	財産の処分について……………	1 3
議第 4 7 号	令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）……………	1 5
議第 4 8 号	令和 4 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 1
議第 4 9 号	令和 4 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 3
議第 5 0 号	令和 4 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 5
認第 1 号	令和 3 年度瑞浪市一般会計決算の認定について……………	2 7
認第 2 号	令和 3 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について……………	2 8
認第 3 号	令和 3 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について……………	2 9
認第 4 号	令和 3 年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について……………	3 0
認第 5 号	令和 3 年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について……………	3 1
認第 6 号	令和 3 年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について……………	3 2
認第 7 号	令和 3 年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について……………	3 3

承第6号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第5号

令和4年度瑞浪市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度瑞浪市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,436,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月10日 専決

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,063,808	14,400	2,078,208
	2 国庫補助金	750,392	14,400	764,792
20 繰越金		100,000	6,200	106,200
	1 繰越金	100,000	6,200	106,200
歳入合計		16,415,500	20,600	16,436,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,560,288	20,600	2,580,888
	1 総務管理費	2,148,779	6,100	2,154,879
	2 徴税費	215,148	100	215,248
	3 戸籍住民 基本台帳費	102,632	14,400	117,032
歳出合計		16,415,500	20,600	16,436,100

議第39号

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後

引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第5号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市の規則で定める特別の事情がある場合にあっては、ウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児

休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市の規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として
条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議第40号

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第31条を第32条とし、第30条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第31条 給与条例第25条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議第41号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
北原 讓介	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第42号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
清水憲雄	※※※※※	※※※※

議第43号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
安 藤 雅 哉	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第44号

瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
伊藤慶和	※※※※※	※※※※

議第45号

瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

瑞浪市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
可 児 恵 太	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第46号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 処分しようとする土地

所在地	地目	地積(m ²)
瑞浪市陶町水上字平664番8	宅地	18,237.69
瑞浪市陶町水上字平664番4	宅地	29.55
瑞浪市陶町水上字平664番22	宅地	588.71
瑞浪市陶町水上字平664番23	宅地	36.35
合計		18,892.30

2 処分しようとする建物及び従物

所在	種類	構造等	床面積(m ²)
瑞浪市陶町水上字平664番8	校舎	鉄筋コンクリート造4階建	3,756.66
瑞浪市陶町水上字平664番8	体育館	鉄骨造平家建	816.54
瑞浪市陶町水上字平664番8	物置・便所	コンクリートブロック造平家建	53.46
瑞浪市陶町水上字平664番8	倉庫	木造平家建	74.62
瑞浪市陶町水上字平664番8	倉庫	軽量鉄骨造平家建	52.52

瑞浪市陶町水上字平 6 6 4 番 8	物置・便 所	コンクリートブ ロック造平家建	3 8 . 6 1
瑞浪市陶町水上字平 6 6 4 番 8	物置	軽量鉄骨造平家 建	3 2 . 4 0
瑞浪市陶町水上字平 6 6 4 番 8	更衣室・ 機械室	コンクリートブ ロック造平家建	6 2 . 5 9
瑞浪市陶町水上字平 6 6 4 番 8	従物	プール、フェン ス等	

3 売 却 金 額 土 地 1, 0 0 0, 0 0 0 円

建物及び従物 無償

4 売 却 の 相 手 方 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号

大澤ワックス株式会社

代表取締役 大 澤 定

議第 4 7 号

令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 9 1, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7, 0 2 7, 4 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の廃止及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 8 月 3 0 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例金 交付金		40,000	1,110	41,110
	1 地方特例金 交付金	40,000	1,110	41,110
11 地方交付税		3,300,000	224,028	3,524,028
	1 地方交付税	3,300,000	224,028	3,524,028
15 国庫支出金		2,078,208	7,411	2,085,619
	2 国庫補助金	764,792	7,411	772,203
16 県支出金		1,017,043	△12,723	1,004,320
	2 県補助金	333,863	△12,723	321,140
17 財産収入		77,846	1,000	78,846
	2 財産 売払収入	1,221	1,000	2,221
18 寄附金		250,110	50	250,160
	1 寄附金	250,110	50	250,160
19 繰入金		1,349,857	△21,510	1,328,347
	1 基金繰入金	1,321,004	△21,510	1,299,494
20 繰越金		106,200	620,810	727,010
	1 繰越金	106,200	620,810	727,010
21 諸収入		289,627	△3,776	285,851
	4 雑入	178,858	△3,776	175,082
22 市債		995,700	△225,100	770,600
	1 市債	995,700	△225,100	770,600
歳入合計		16,436,100	591,300	17,027,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		170,987	1,200	172,187
	1 議会費	170,987	1,200	172,187
2 総務費		2,580,888	455,660	3,036,548
	1 総務管理費	2,154,879	455,660	2,610,539

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,202,943	28,626	5,231,569
	1 社会福祉費	2,784,752	1,454	2,786,206
	2 児童福祉費	2,201,409	19,772	2,221,181
	3 生活保護費	216,282	7,400	223,682
4 衛生費		1,629,479	74,836	1,704,315
	2 清掃費	791,670	74,836	866,506
	3 環境費	124,220	0	124,220
5 労働費		16,190	△1,260	14,930
	1 労働諸費	16,190	△1,260	14,930
6 農林水産業費		546,925	△441	546,484
	1 農業費	497,230	△441	496,789
7 商工費		813,920	△32,818	781,102
	1 商工費	813,920	△32,818	781,102
8 土木費		1,330,754	28,710	1,359,464
	2 道路橋梁費	764,206	19,880	784,086
	4 都市計画費	221,981	8,830	230,811
	5 住宅費	101,263	0	101,263
9 消防費		607,902	5,627	613,529
	1 消防費	607,902	5,627	613,529
10 教育費		1,465,814	35,900	1,501,714
	1 教育総務費	294,634	△3,505	291,129
	2 小学校費	178,965	6,700	185,665
	3 中学校費	156,882	4,600	161,482
	5 社会教育費	366,081	21,806	387,887
	6 保健体育費	277,599	6,299	283,898
12 公債費		1,503,394	△4,740	1,498,654
	1 公債費	1,503,394	△4,740	1,498,654
歳出合計		16,436,100	591,300	17,027,400

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	塵芥収集車等購入事業	18,000
8 土木費	2 道路橋梁費	南垣外北野線道路改良事業	61,400

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
幼 児 園 給 食 調 理 業 務 委 託 料	令和4年度から 令和7年度まで	327,000
塵 芥 収 集 車 購 入 費	令和4年度から 令和5年度まで	22,260
合 同 企 業 説 明 会 開 催 等 業 務 委 託 料	令和4年度から 令和5年度まで	3,100
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 購 入 費	令和4年度から 令和5年度まで	66,000
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車 購 入 費	令和4年度から 令和5年度まで	10,000
市 民 図 書 館 指 定 管 理 料	令和4年度から 令和9年度まで	181,585
自 然 ふ れ あ い 館 指 定 管 理 料	令和4年度から 令和9年度まで	52,540

第4表 地方債補正

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
陶児童館設備等 改修事業	4,700	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
塵芥収集車等 購入事業	13,500			
農産物等直売所 規模拡大整備事業	59,700			
八 伏 線 道路改良事業	13,800			
県単事業負担事業	5,900			
市 営 住 宅 用途廃止事業	43,700			
瑞浪小学校改修事業	6,500			
瑞浪中学校改修事業	4,500			
瑞浪南中学校 改修事業	3,800			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等改修事業	43,000	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	57,900	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
南垣外北野線 道路改良事業	200,000				188,100			
臨時財政対策債	270,000				198,000			

議第48号

令和4年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ618,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		100	10,000	10,100
	1 繰越金	100	10,000	10,100
歳入合計		608,400	10,000	618,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		567,873	10,000	577,873
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	567,873	10,000	577,873
歳出合計		608,400	10,000	618,400

議第49号

令和4年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,882,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		10,000	18,900	28,900
	1 繰越金	10,000	18,900	28,900
歳入合計		3,864,000	18,900	3,882,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		1,025,038	600	1,025,638
	1 医療給付費分	738,050	600	738,650
6 諸支出金		5,000	18,300	23,300
	1 償還金及び還付加算金	5,000	18,300	23,300
歳出合計		3,864,000	18,900	3,882,900

議第50号

令和4年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,636,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰越金		4,550	65,600	70,150
	1繰越金	4,550	65,600	70,150
歳入合計		3,570,400	65,600	3,636,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5諸支出金		4,550	65,600	70,150
	1償還金及び 還付加算金	4,550	65,600	70,150
歳出合計		3,570,400	65,600	3,636,000

認第1号

令和3年度瑞浪市一般会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和3年度瑞浪市一般会計決算

認第 2 号

令和 3 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- 1 令和 3 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算

認第3号

令和3年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和3年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算

認第4号

令和3年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

- 1 令和3年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算

認第5号

令和3年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について

次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和3年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算

認第6号

令和3年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野光二

1 令和3年度瑞浪市水道事業会計決算

認第7号

令和3年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

次の決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を添えて別紙のとおり認定に付する。

令和4年8月30日 提出

瑞浪市長 水野 光二

1 令和3年度瑞浪市下水道事業会計決算

